

若者を狙った悪質商法に注意！

成年年齢を20歳から18歳に引き下げるなど等を内容とした
「民法の一部を改正する法律」が2022年4月から施行。

18歳から自らの判断で高額な商品購入や契約が可能になり、社会経験や知識が少ない若者が悪質商法のターゲットに！

絶対
儲かります

友人を紹介したら
手数料を支払う

あなただけに
特別に紹介
します

こんな言葉に要注意！

詳しくは裏面に

契約や買い物で「困ったな」と思ったら、一人で悩まず、すぐ相談！

消費者ホットライン

☎188

警察相談専用電話

☎#9110

※ 最寄りの消費生活センター等
消費生活相談窓口へつながります。

※ 被害に遭った場合は、お近くの
警察署又は警察相談専用電話へ



これが

注意

悪質商法の手口

①損はしない！

「暗号資産の投資に興味ありませんか？AI（人工知能）を活用するので損はさせません。」と電話で勧誘され投資をしたが、全額失って相手と連絡が取れなくなつた。

②あなただけ特別！

マッチングアプリで知り合った人に、就職活動のアンケートに答えたところ「あなただけ特別」と無料セミナーに勧誘され、高額な自己啓発講座を強引に契約させられた。

③簡単に稼げる！

先輩から「この教材を使えば簡単に稼げる」と言われ、投資用教材USBをローンで買ったが、全く儲からず、借金だけが残つた。

④友人紹介で儲かる！

友人から「ネットワークビジネスに入会して友人を紹介すれば収入が得られる」と勧誘され、健康食品をクレジットで購入したが、全く儲からなかつた。

他にも若者がエステ、美容医療、化粧品、資格取得教材などの契約に関するトラブルに巻き込まれています。

警視庁では悪質商法のほか、さまざまな防犯情報を発信しています。



警視庁
防犯アプリ

- Digi Police (デジポリス)
ダウンロードはこちらから



iOS版



Android版

- 警視庁生活安全部ツイッター
ユーザー名／@MPD_yokushi



- メールけいしちょう
登録はこちらから空メールを送信
- 警視庁ホームページ



警視庁 悪質商法

検索